

入 札 仕 様 書

1. **業 務 名** 大津市寝具丸洗いサービス業務
2. **施 行 場 所** 大津市が指定する市内対象者宅より回収し、対象者宅へ納品する。
3. **寝 具 の 種 類** 掛布団又は敷布団（綿布団・化学繊維布団・羊毛布団・羽毛布団等）。コタツ布団、毛布は対象外。
4. **事 業 の 目 的** 寝具丸洗いサービスは、寝たきり又は認知症により、常時臥床している者が使用している敷布団及び掛布団を丸洗い乾燥することで、布団の衛生を保ち、もって高齢者の福祉に資することを目的とする。

5. 契約希望金額の見積り条件

- ①「大津市地域支援事業等（高齢者居宅生活支援）実施要綱」によること。
- ②事業の実施は、令和7年度における大津市が指定する期間（予定：令和7年7月1日から同年12月25日まで）
- ③入札書の入札価格には、予定枚数に単価（税抜）を乗じた額の積算とし、見積内訳書には1枚当たりの単価（税抜）を記入すること。
入札書の記入にあたっては、下記の予定枚数を参考に見積もること。以下の数量は実績を確約するものではない。

羽毛布団	180枚
綿 布 団（化繊・羊毛含）	210枚
代替布団	80枚
事務手数料	210名

- ④契約については、単価契約とする。
- ⑤見積りにについては、次のとおりとする。

ア．布団の種類に応じた作業に係る見積額
イ．代替布団の見積額
ウ．事務手数料（利用者1名あたりの連絡調整）

- ⑥委託料の支払については、品目ごとの契約単価に実績枚数を乗じた額を合計し、消費税額及び地方消費税額を加えた金額を支払う。

6. 委託の内容

- ①委託者は、高齢者（利用者）の使用する敷布団及び掛布団を洗濯、乾燥するサービスを委託して実施する。
- ②受託者は、事業の委託期間内に、利用者1人につき1回（布団2枚まで）、サービスを実施するものとする。
- ③受託者は、利用者の敷布団又は掛布団を回収、洗濯、乾燥を行い、利用者宅まで配達するものとする。
- ④布団の回収から配達までの間、利用者の希望に応じ、代替布団（綿・羽毛等の種類は問わない。）を無償で貸与するものとする。
- ⑤当該委託業務は、再委託を認めないものとする。
- ⑥業務の履行に当たり、利用者から負担金（1枚当たり400円。羽毛布団にあつては600円）

を徴収するものとする。

⑦業務の履行は、別紙「大津市寝具丸洗いサービスの流れ」のとおりとする。

7. 事業実施上の留意事項

- ①寝具の回収から納品に要する期間は、概ね1週間とすること。
- ②対象者に係る寝具の回収及び納品の日程については、大津市の指定する日までに受託者により設定し、大津市に報告すること。また、回収日及び納品日を事前に対象者へ連絡すること。
- ③受託者の過失により寝具を破損又は紛失等したときは、受託者の責において対象者に対して弁償すること。
- ④寝具の回収・納品時の取扱いには、衛生管理等に配慮し、特段注意を払うこと。
- ⑤丸洗い乾燥の工程は、破損や紛失等の事故のないよう受入れ点検、洗浄・脱水の後、乾燥消毒、復元を行い、中綿の汚れについては洗剤を使用して洗うなど洗浄効果や殺菌効果のある工程とすること。

(参考値)

昨年実績216人の高齢者が利用。

内訳は、羽毛・羽根（敷布団・敷布団）	186枚
上記以外（掛布団・敷布団）	204枚
代替布団	81枚